宮城県ブランド鶏卵・豚肉消費促進イベント等実施業務
企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「宮城県ブランド鶏卵・豚肉消費促進イベント等実施業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第１　募集事項

１　委託事業名

宮城県ブランド鶏卵・豚肉消費促進イベント等実施業務

２　事業目的

宮城県では独自の銘柄（ブランド）を掲げる鶏卵・豚肉が多数生産されており、その認知度向上と消費拡大推進のためには、主に県内の消費者に対して、魅力を発信していく必要がある。

本業務は、多様性に富んだ宮城県内の独自銘柄鶏卵・豚肉の魅力を主に県内の消費者に対して発信し、認知度向上や消費拡大につなげることを目的とする。また、一般消費者への消費促進に加え、当該豚肉・鶏卵を活用した商品の取扱事業者が市場ニーズを体感できる機会を創出することにより、県産銘柄豚肉・鶏卵の継続的かつ安定的な流通・販売の促進を図ることを目的とする。

３　業務内容

別紙「宮城県ブランド鶏卵・豚肉消費促進イベント等実施業務」仕様書のとおり

４　契約期間

契約締結の日から令和９年３月１２日まで

５　委託上限額

金１０，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）ただし、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを保証するものではない。

６　実施場所

宮城県内

第２　応募資格

１　企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2)　本業務の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3)　企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）別表各号に規定する措置要件並びに政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者であること。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていな

い者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

(6)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

(7)　宮城県内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。

(8)　当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。本県の指示に柔軟に対応し、随時、迅速かつ具体的な連絡や協議等が可能であること。

２　複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記１を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、代表者はその他の共同提案者と委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）を締結の上、業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第３　スケジュール（予定を含む。）

期　　間	内　　容
令和８年４月１７日（金）	企画提案募集開始
令和８年４月１７日（金）から 令和８年４月２４日（金）午後５時まで	質問受付期限
令和８年４月３０日（木）	質問回答
令和８年５月１５日（金）正午まで	参加表明書提出期限
令和８年５月２６日（火）午後５時まで	企画提案書の提出締切日
令和８年６月１日（月）	プレゼンテーション審査
令和８年６月上旬（予定）	審査結果通知、仕様協議、選定業者との契約準備
令和８年６月中旬（予定）	契約締結

第４　応募手続

１　企画提案書作成等に関する質問の受付

本業務に関する質問については、質問書を提出すること。なお、口頭及び電話による照会については応じない。

(1)　受付期限

令和８年４月１７日（金）から令和８年４月２４日（金）午後５時まで（必着）

(2)　提出先

宮城県農政部畜産課生産振興班

電子メールアドレス：tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp

(3)　提出方法

質問書（様式第１号）を用いて、電子メールのみにて受け付ける。

(4)　回答方法

質問に対する回答は、集約したものを本県のウェブサイト（農政部畜産課）において令和８

年４月３０日（木）に公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない)。ただし、質問又は回答の内容が具体的な提案事項に密接に関わるものや、参加資格に関することについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2　参加表明書の提出

本企画提案に参加しようとする者は、(4)の書類を提出すること。

(1)　提出期限

令和８年５月１５日（金）正午まで（必着）

(2)　提出方法

電子メールでの提出とする。なお、セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は事務局に連絡すること。

(3)　提出先の電子メールアドレス

tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp

(4)　提出書類

参加表明書（様式第２号）及び企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第３号）

(5)　留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

3　企画提案書の提出

(1)　提出期限

令和８年５月２６日（火）午後５時必着

(2)　提出方法

下記提出先に郵送又は持参すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時までを受付時間とし、郵送の場合は、提出期限当日午後５時必着とする。

(3)　提出先

宮城県農政部畜産課生産振興班

〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号（宮城県行政庁舎 11 階）

(4)　提出書類

ア　企画提案提出書（様式第４号）

イ　企画提案書（別紙「企画提案書の構成」のとおり作成すること。）

ウ　事業経費見積書（任意様式）

※項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

エ　国や県等が実施する認証・認定（パートナーシップ構築宣言（国）、女性のチカラを活かす企業認証（県）など）を取得している場合、認証・認定取得を証明する資料

(5)　提出部数

各６部　ただし、(4)アは正本１部のみの提出で構わない。

なお、業務受託者となった場合には、電子媒体（DVD―ROM 等）を１部提出する。

第５　業務委託候補者の選考

１　業務委託候補者の選考方法

(1)　評価・選定の体制

県が設置する宮城県ブランド鶏卵・豚肉販売会等実施業務プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者１者を業務委託候補者として選定する。

(2)　審査方法

ア　企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者１者を業務委託候補者として選定する。

イ　アにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者１者を業務委託候補者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が業務委託候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

ウ　ア及びイの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の総計の平均が６割に満たない場合は選定しないものとする。

エ　応募者が多数となった場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を実施し、上位５者程度を選定する場合がある。

(3)　審査基準

ア　評価点は、別紙「審査項目及び評価表」のとおり。合計 100 点とする。

イ　順位点は、次のとおりとする。

１位：２点　２位：１点　３位：０点

２　プレゼンテーション審査

(1)　実 施 日

令和８年６月１日（月）（予定）※詳細は改めて通知する。

(2)　実施会場

宮城県仙台市青葉区本町三丁目６番１６号

宮城県本町分庁舎（漁信基ビル）603 会議室（予定）

(3)　実施方法

ア　全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程等を書面にて通知する。なお、書類審査を実施した場合には、全ての応募者に対し電子メールで書類審査結果を通知するとともに、上位５者程度に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

イ　出席者は１提案につき３名以内とする。

ウ　１応募者あたりの持ち時間は３５分以内（説明２０分以内、質疑応答１５分以内）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

エ　事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

オ　パソコンやディスプレイ等の機材の使用は可能だが、パソコンについてはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

なお、なんらかの事情によりディスプレイに表示されない可能性があった場合でも、改めてプレゼンテーションの機会は設けない。

3　選定結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を書面にて通知するとともに、選定結果については宮城県ウェブサイトにて公表する。

なお、審査・選定結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

4　応募者が１者又はない場合の取扱い

(1)　応募者が１者の場合

２によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断された場合は、当該者を業務委託候補者として選定する。

(2)　応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

5　業務受託候補者の辞退等

次の場合は、業務委託候補者の選定を取り消し、１（２）アによる順位点の合計が次点の者を業務受託候補者とする。

(1)　業務委託候補者が辞退した場合

(2)　委託契約を締結するまでの間に、業務委託候補者が、入札参加業者登録簿の登録を取り消され、又は入札参加資格制限を受けた場合

(3)　委託契約を締結するまでの間に、業務委託候補者が応募時において２の応募資格を有していなかったことが判明した場合

(4)　仕様内容に係る宮城県と業務委託候補者の協議がととのわなかった場合

第６　失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

1　提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

2　本募集要領等に従っていない場合

3　第５に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

4　同一の応募者が２つ以上の企画提案書を提出した場合

5　企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

6　民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗違反）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案を行った場合

7　既発表済の内容と酷似した提案を行った場合

第７　その他必要な事項

1　契約に関する条件等

(1)　本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務による成果品については第三

者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受託者の責任において解決すること。

(2)　本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(3)　受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4)　受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号）を遵守しなければならない。

2　注意事項

(1)　審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(2)　提出された企画提案書等は、原則として、返却しない。

(3)　提出された企画提案書等は、原則として、提出後の差替え、変更は認めない。

(4)　企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第５号）を提出すること。

(5)　取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(6)　企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(7)　本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(8)　企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(9)　本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(10)　提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成１１年宮城県条例第１０号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することになる。

(11)　本事業は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が減額交付となったときは、契約手続きの中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。

担当：宮城県農政部畜産課　生産振興班
〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号（宮城県行政庁舎 11 階）
電話番号　：022－211－2853
電子メール：tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp

別紙

企画提案書の構成

企画提案募集要領に定める項目について、次のⅠからⅣに掲げる項目を含む構成により、具体的に提案すること。なお、提案内容は、見積金額の範囲内で実施する内容とすること。

Ⅰ　様式

Ａ４判片面印刷を原則とする（縦横は自由）。ただし、資料の作成上、Ａ３判を利用した方が確認しやすい場合は、Ａ３判の使用を可とする。

ページ番号付きとし、別紙企画提案書の構成に沿って提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとすること。

Ⅱ　表紙

・委託業務名
・事業者名
・住所
・代表者名
・担当者名（所属・職・氏名）
・連絡先（電話番号・ＦＡＸ番号・電子メールアドレス）

Ⅲ　目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅳ　本文（全業務共通）

１　各イベントの名称及び販売会のキャッチフレーズ
２　開催日程・期間
３　会場
４　販売会開催について
・出店者数が想定を下回ったなどでスペースが余った場合の、残りスペースの活用方法
・豚肉を活用した商品を出品しやすくする仕組みの具体案
・装飾デザイン及びレイアウト
５　消費者交流セミナーについて
・事業目標を達成するために効果のある企画構成
・運営体制
・情報発信や参加者募集についての企画
６　県産銘柄豚肉フェアについて
・参加飲食店等の提案
・消費者へのフェア提供銘柄豚肉の PR 手法、情報発信の方法
・参加を検討する飲食店等の銘柄豚肉取扱いを推進するために必要な支援策

７　広報

・広報媒体、時期、エリア、手法等

８　スタッフの配置について

・配置人数等

９　事業効果の検証方法について

・事業目的の達成状況を評価できる効果把握の手法

・参加者の満足度や次年度以降の改善点等の分析手法

１０　業務実施のスケジュール、実施体制について

１１　類似業務の受託実績について

・過去２年以内に行った主な類似業務について

別紙

「宮城県ブランド鶏卵・豚肉消費促進イベント等実施業務」審査項目及び評価表

評価基準					
評価項目		評価の観点	評価点	項目合計	配点
全般		仕様書の内容を理解し、必要な内容が提案されているか	1 2 3 4 5		/10
		実施方法が具体的かつ現実的な提案となっているか	1 2 3 4 5		
	販売会	コンセプトを踏まえた販売会名称及びキャッチフレーズとなっているか	1 2 3 4 5		/20
		豚肉を活用した商品を出品しやすくする具体的な仕組みが提案されているか	1 2 3 4 5		
		ブース装飾デザインは、県内ブランド鶏卵・豚肉のPRや認知度向上、販売促進につながるデザインとなっているか	1 2 3 4 5		
		ブースレイアウトは、必要な出展スペースが確保され、接客対応に適切なレイアウトとなっているか	1 2 3 4 5		
	消費者交流セミナー	事業目標を達成するために効果のある企画構成になっているか	1 2 3 4 5		/20
		適正かつ確実に業務を遂行できる体制になっているか	1 2 3 4 5		
		各コース及び対象各層に合わせた具体的な開催内容が提案されているか	1 2 3 4 5		
		イベント参加者を確保するための効果的な広報や参加者の募集方法となっているか	1 2 3 4 5		
	県産銘柄豚肉フェア	フェア参加飲食店等は2件以上提案しており、イベントの趣旨や実施要件に適しているか	1 2 3 4 5		/15
		消費者へのフェア提供銘柄豚肉の効果的なPRや情報発信の手法になっているか	1 2 3 4 5		
		飲食店等の銘柄豚肉取扱いを推進するために必要な支援策が具体的に提案されているか	1 2 3 4 5		
広報		効果的な広報の媒体、時期、エリア、手法等が提案されているか	1 2 3 4 5		/5
事業効果検証		事業目的の達成状況を評価できる効果把握の手法が提案されているか	1 2 3 4 5		/10
		イベント参加者の満足度や次年度以降の改善点等の分析手法について提案されているか	1 2 3 4 5		
業務履行能力		組織体制や配置人数等は本事業を適正かつ確実に履行することが可能なものか	1 2 3 4 5		/10
		業務の実施スケジュールは適切か	1 2 3 4 5		
予算		積算単価や数量は妥当なものであり、提案内容との整合性があるか	1 2 3 4 5		/5
その他		企画提案書の提出時点で、国や県等が実施する認証・認定制度（パートナーシップ構築宣言（国）、女性のチカラを生かす企業認証（県）など）に積極的に取り組んでいるか。また、それに基づく具体的な取組を行い継続的に推進しているか。	1 2 3 4 5		/5
合計				0	/100

【評価点】（特に優れている：5　優れている：4　普通：3　やや劣る：2　劣っている：1）